

支 払 基 金
平成 2 9 年 3 月 3 日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 2 9 年 4 月 1 日であることから、平成 2 9 年 3 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

平成 2 9 年 3 月 3 日付け厚生労働省告示第 5 5 号に基づく材料価格の変更
(変更区分「5」: 2 コード)

平成 2 9 年 4 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金 額	
		変更後	変更前
710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金 1 2 % 以上 J I S 適合品)	1, 279	1, 206
710010177	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金板状(金 1 2 % 以上 J I S 適合品)	1, 186	1, 096